

## 第 2 2 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 4 年 3 月 2 5 日（金）午前 9 時 0 0 分より、役場各種委員会室において第 2 2 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

5	番	南		則	之
---	---	---	--	---	---

本日の議案は次のとおり

- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| 報告第1号 | 農業経営改善計画の認定について         |
| 報告第2号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について  |
| 議案第2号 | 農用地利用集積計画の決定について        |
| 議案第3号 | 農業振興地域整備計画の変更について       |
| 議案第4号 | 現況調査委員の指名について           |

事務局出席者	事務局長	砂田隆樹
	事務局主査	柳沢妙子

議長 これより、第22回南幌町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席者は11名でございます。  
南委員におかれましては欠席届が出されております。  
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。1番 白倉 委員、2番 立川 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第22回南幌町農業委員会総会は、3月25日 本日1日限り  
といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第22回南幌町農業委員会総会  
は、3月25日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和4年2月25日、第21回農業委員会総会を開催した。

3月3日、利用調整会議が開催され、関係委員出席した。

7日、第2回議会定例会に会長出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

---

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。

南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。令和4年3月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、2件でございます。

認定年月日は令和4年3月11日、有効期限が令和9年3月10日までとなっております。

認定番号4の3の1、住所は南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇、再認定です。認定番号4の3の2、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇、再認定です。

認定農業者の経営体の総数につきましては、151経営体で、うち法人が15法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

---

議長 **日程第5** 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。令和4年3月25日提出。

南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者ですが、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で25,183㎡となります。届出をした日ですが、令和4年2月25日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については報告済みといたします。

---

議長 日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の更新しない旨の通知があったので可否について意見を求める。令和4年3月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、1件でございます。

賃貸人は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。賃借人が、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で21,827㎡となり、賃貸借の更新をしない旨の通知をした日は、令和4年3月4日でございます。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 日程第7 議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。  
令和4年3月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が1件、利用権の設定が24件でございます。はじめに、所有権移転を説明いたします。

整理番号3の3の1の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で35,129㎡他計11筆ございまして、163,250㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

次に利用権の設定、整理番号3の3の1から整理番号3の3の23までを説明いたします。整理番号3の3の1の借り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で21,012㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年3月27日までの〇年間となります。

整理番号3の3の2の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、札幌市〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇〇号、〇

〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇番の〇、田で  
9, 495㎡となります。利用権の期間ですが、  
令和〇年3月27日までの〇年間となります。

整理番号3の3の3の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、  
〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。  
土地につきましては、南幌町〇〇番の〇、田で10, 375㎡と  
なります。利用権の期間ですが、令和〇年3月27日までの〇年  
間となります。

整理番号3の3の4の借り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、  
〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。  
土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で  
18, 146㎡他計3筆ございまして、41, 679㎡となりま  
す。利用権の期間ですが、令和9年3月27日までの5年間とな  
ります。

整理番号3の3の5の借り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、  
〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。  
土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で  
12, 105㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年3月  
27日までの〇年間となります。

整理番号3の3の6の借り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、  
〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。  
土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番、田で14, 822㎡と  
なります。利用権の期間ですが、令和〇年3月27日までの〇年  
間となります。

整理番号3の3の7の借り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、  
〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇。  
土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番、田で25, 183㎡と  
なります。利用権の期間ですが、令和〇年3月27日までの  
〇年間となります。

整理番号3の3の8の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、  
〇〇〇〇〇〇。貸し手は、江別市〇〇〇〇〇〇番地〇号、〇〇〇  
〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で11, 2  
16㎡他計3筆ございまして、43, 708㎡となります。利用  
権の期間ですが、令和〇年3月27日までの〇年間となります。

整理番号3の3の9の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、  
〇〇〇〇〇〇。貸し手は、稚内市〇〇〇丁目〇番〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇  
〇〇番の〇〇、田で1, 161㎡他計4筆ございまして、  
43, 035㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年3月  
27日までの〇年間となります。

整理番号3の3の10の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、  
〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町〇〇〇丁目〇番〇号、  
〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の  
〇、田で28, 670㎡他計2筆ございまして、63, 742㎡  
となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年3月27日までの  
〇〇年間となります。

整理番号3の3の11の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、  
〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、  
〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の  
〇〇、田で766㎡他計5筆ございまして、79, 046㎡とな  
ります。利用権の期間ですが、令和〇〇年3月27日までの  
〇〇年間となります。

整理番号3の3の12の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、  
〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、  
〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番  
の〇、田で25, 531㎡他計5筆ございまして、74, 795  
㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年3月27日ま  
での〇〇年間となります。

整理番号3の3の13の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、  
〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、  
〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の  
〇、田で6, 265㎡他計3筆ございまして、28, 830㎡と  
なります。利用権の期間ですが、令和〇〇年3月27日までの  
〇〇年間となります。

整理番号3の3の14の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、  
〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、  
〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の  
〇、田で1, 697㎡他計6筆ございまして、75, 548㎡と



なります。利用権の期間ですが、令和〇〇年3月27日までの〇〇年間となります。

整理番号3の3の15の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇。貸し手は、南幌町南17線西20番地、千成 勝治。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、畑で1,629㎡他計5筆ございまして、106,522㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年3月27日までの〇〇年間となります。

整理番号3の3の16の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇の内、田で1,000㎡他計6筆ございまして、101,610㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年3月27日までの〇〇年間となります。

整理番号3の3の17の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で29,650㎡他計2筆ございまして、65,253㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年3月27日までの〇〇年間となります。

整理番号3の3の18の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で27,095㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年3月27日までの〇〇年間となります。

整理番号3の3の19の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で10,156㎡他計4筆ございまして、69,610㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年3月27日までの〇〇年間となります。

整理番号3の3の20の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番、田で

9, 024㎡他計4筆ございまして、81, 449㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年3月27日までの〇〇年間となります。

整理番号3の3の21の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、畑で2, 800㎡他計6筆ございまして、84, 710㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年3月27日までの〇〇年間となります。

整理番号3の3の22の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で28, 852㎡他計5筆ございまして、92, 796㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年3月27日までの〇〇年間となります。

整理番号3の3の23の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で20, 201㎡他計5筆ございまして、83, 080㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年3月27日までの〇〇年間となります。以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号農用地利用集積計画の決定についての所有権移転と利用権の設定整理番号3の3の23までについては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、所有権移転と利用権の設定整理番号3の3の23までについては承認することに決しました。整理番号3の3の24につきましては、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、立川委員の退席を求めます。退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3の3の11の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4,896㎡他計3筆ございまして、42,069㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年3月27日までの〇年間となります。以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。利用権の設定整理番号3の3の24については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、整理番号3の3の24については、承認することに決しました。退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

---

議長 日程第8 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について。  
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の第2項の規定に基づき、南幌町より整備計画の変更に伴う意見書の提出を求められたので審議願い、意見を求める。令和4年3月25日提出。  
南幌町農業委員会会長名。

南幌町農業振興地域整備計画の変更につきまして、別途配布の新旧対照表により説明いたします。

今回の見直し変更は、全体の見直しが平成14年度で20年経過していることから、見直し変更するもので、現在の本町農業の実態に合わせた文言の修正、数字の修正をしています。

なお、転用の手続きについては、今までと同様の手続きになります。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第3号 農業振興地域整備計画の変更については、見直し後の計画書は適当であると認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は適当であると認めることに決しました。

---

議長 日程第9 議案第4号 現況調査委員の指名についてを議題と

いたします。

現況調査委員の指名につきましては、南幌町農業委員会現況証明取扱内規第3の1の規定により指名いたします。

令和4年4月から令和5年3月までの委員の指名については、議案に記載したとおりでございます。

現況調査委員の指名についてご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。第22回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第22回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前 9時29分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

1 番

2 番